

防経工第296号
6 . 1 . 2 1

経 理 局 長
施設等機関の長
各 幕 僚 長
統合幕僚会議議長 殿
技術研究本部長
調達実施本部長
防衛施設庁長官

事務次官

公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について（通達）

標記について、その盛り込まれた措置を着実に推進していくことが平成6年1月18日の閣議で了解されたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、本行動計画の〈具体的措置〉I. 1. に規定する適用除外項目については、別途指示する。

添付書類：「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」

公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について

〔平成6年1月18日〕
閣議了解

国内の公共事業の入札及び執行をめぐる最近の状況にかんがみ、また、国際的な建設市場の開放を背景とした諸外国からの我が国建設市場への参入要望の高まりをも踏まえ、公共事業の入札・契約手続を国際的な視点も加味した透明で客観的かつ競争的なものとしていくことが重要である。かかる認識に基づき、政府は、今般、そのための措置を「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」として取りまとめた。

本行動計画は、質の高い公共事業を確保することを念頭に置きつつ、我が国の公共事業の入札・契約手続について、透明性・客観性及び競争性をより高めるとともに、内外無差別の原則の一層の徹底と併せて、国際的にみてもなじみやすいものに改めることを目的とするものである。

政府は、今後、本行動計画に盛り込まれた措置を着実に推進していくものとする。

公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画

(行動計画の背景と目的)

国内の公共事業の入札や執行をめぐる最近の状況にかんがみ、公共事業の執行、さらには公共事業そのものに対する国民の信頼を回復することが、焦眉の急となっている。また、国際的な建設市場の開放を背景として、米国及びその他の外国からも建設市場への参入の要望が高まっていることも踏まえ、我が国としても、国際的な視点も加味した透明で客観的な公共事業の入札・契約手続としていくことが重要である。かかる認識に基づき、政府は、昨年10月26日、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画の骨子」を発表し、本年初頭に「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」(附則を含む。)(以下「行動計画」という。)を策定することとした。

この間、中央建設業審議会においては、入札・契約制度の抜本的な改革に取り組み、去る12月21日には建議(「公共事業に関する入札・契約制度の改革について」)が行われた。

また、新たなガット政府調達協定に関する交渉が実質的に妥結し、1996年から世界の主要国を中心に、工事及び設計・コンサルティング業務を含むサービス調達について、新たに国際的なルールが確立されようとしている。

今後、各発注者においては、これらの新しい動向を踏まえて各々公共事業の入札・契約手続の改善に取り組む必要がある。また、同時に、対外的な関係については我が国として統一的な対応を図る必要がある。したがって、政府としては、その共通的な指針として行動計画を取りまとめた。

行動計画の目的は、質の高い公共事業を確保することを念頭に置きつつ、我が国の公共事業の入札・契約手続を、より透明性・客観性及び競争性の高いものへと改革するとともに、内外無差別の原則の一層の徹底と併せて国際的にみてもなじみやすいものへと改革することにある。このために、今後、我が国は、透明・客観的かつ競争的な調達方式の採用、外国企業の適正な評価、苦情処理手続の整備、入札談合等不正行為の防止措置等以下に掲げる具体的措置を実施することとする。

行動計画の実施に当たっては、ガットの枠組みにおいて交渉され、現在効力を有する、又は将来効力を生じる協定であって我が国が締約国であるものの規定との整合性を確保する。

(実施時期)

国及び政府関係機関においては、行動計画に定める具体的措置を可能な限り平成6年度当初予算に係る公共事業から実施することを基本とし、同年度末までには基準額以上の調達について透明・客観的かつ競争的な調達方式を採用する体制を整えることとする。

国及び政府関係機関は、このための準備に直ちに着手するものとする。

< 具体的措置 >

I. 透明・客観的かつ競争的な調達方式の採用

1. 調達方式

工事及び設計・コンサルティング業務については、以下のとおり、国際的な視点も加味した透明・客観的かつ競争的な調達方式を採用する。ただし、安全保障に係る調達並びに緊急を要する場合及び秘密を要する場合等における調達については、これらによらないことができる。

(1) 工事—一般競争入札方式の採用

国（新たなガット政府調達協定附属書 1（注釈を含む。）に掲げる我が国の機関。以下「国」という。）及び政府関係機関（同協定附属書 3（注釈を含む。）に掲げる我が国の機関。以下「政府関係機関」という。）の工事で、2. に定める基準額以上の調達については、一般競争入札方式で調達を行う。

(2) 設計・コンサルティング業務—公募型方式の導入

国及び政府関係機関の公共事業に係る設計・コンサルティング業務で、2. に定める基準額以上の調達については、公募型プロポーザル方式又は公募型競争入札方式で調達を行う。ただし、新たなガット政府調達協定における我が国のオファーで除外されている定型的な単純業務が単独で発注される場合を除く。

2. 基準額

(1) 各発注者ごとの基準額は、下表によるものとする。

< 対象業務 >	< 基準額 >
(イ) 国	
工 事	450万 S D R
設計・コンサルティング業務	45万 S D R
(ロ) 政府関係機関	
工 事	1,500万 S D R
設計・コンサルティング業務	45万 S D R

(2) 基準額は、発注公告又は公示を行う時点における契約単位ごとの見積価額とする。

(3) 発注者は、行動計画に係る措置の適用を避ける目的又は特定の供給者を利する目的で、契約を作成し、又は立案してはならない。

(4) 発注者は、基準額未滿に契約額を引き下げる意図の下に調達契約を分割してはならず、また、その見積方法を選択してはならない。

II. 透明・客観的かつ競争的な調達手続

1. 工事

(1) 建設業の許可

公共工事を受注しようとする者は、土木工事業、建設工事業及び機械器具設置工事業等建設業法に定める必要な建設業の許可（建設業法第2章）を取得した上で、調達手続に参加するものとする。

(2) 調達手続

(イ) 調達手続の概要

一般競争入札方式における基本的な手続の流れは、発注公告、競争参加希望者の資格確認申請書の提出、資格確認結果の通知、入札、落札、契約であり、公告の日から入札期日までの期間は、少なくとも40日とする（別添1-1参照）。ただし、新たなガット政府調達協定第11条3に定める例外規定に該当する場合には、この期間を短縮することができる。

特に施工の難易度が高い工事の場合には、競争参加の条件の一つとして、あらかじめ当該工事に係る施工計画の提出を求め、その技術審査を行う方式（施工計画審査型）の一般競争入札を行うことができる（別添1-2参照）。

また、発注者は、毎年度予算成立後、当該年度における基準額以上の調達案件に係る情報を年度発注計画として公表する。

(ロ) 発注公告

① 発注者は、官報に調達手続が開始されたことを示す以下の内容を含む公示を行う。ただし、新たなガット政府調達協定が我が国について効力を生じるまでの間、事業の執行に支障のある場合には、官報に代えて別添2に掲げる日刊業界紙に公告することができる。

- ・ 工事の概要（工事名、工事場所、工事内容及び工期）
- ・ 競争参加者に要求される資格要件に関する事項（経営事項審査に基づく客観点数、過去の同種工事の実績、十分な資格・経験を有する技術者の配置、不適格要件及び必要な場合にはその他の資格要件に関する事項。施工計画審査型の場合には、これらに加えて施工計画）
- ・ 入札説明書を入手する方法及び場所
- ・ 入札に参加するための申請書及び資料の提出方法及び期限
- ・ 元請業者又は下請業者によって調達される主要な資機材に関する情報
- ・ 入札の方法及び場所並びに入札書の提出期限
- ・ 関連情報を入手するための照会窓口

競争参加者に要求される資格要件については、入札に参加しようとする者が条件に適合しているか否かを自ら判断できるように、客観的かつ具体的に公告する。

② 以下の事項については、日本語のほか、英語で公告される。

- ・ 工事名
- ・ 入札に参加するための申請書及び資料並びに入札書の提出期限
- ・ 入札説明書を入手するための照会窓口

(ハ) 入札説明書の配布

① 競争参加希望者は、有効な入札書を提出するために必要なすべての情報を記載した入札説明書（具体的には、発注公告の写し、契約書案、入札心得、図面、仕様書及びその他の説明書。施工計画審査型の場合には、これらに加えて施工計画作成資料）を、発注公告により示された入札説明書の入手場所で入手できる。

② 入札説明書には以下の内容が含まれるものとする。

- ・ 入札書を受け付ける機関のあて先
- ・ 補足的な情報を要請する場合において、その要請を受け付けるあて先
- ・ 入札書及び入札に係る文書の作成に用いる言語
- ・ 入札書の受領の最終日時及び入札書が受領される期間
- ・ 開札に立ち会うことを認められる者並びに開札の日時及び場所
- ・ 要求されている工事及び必要があればその要件についての十分な説明
- ・ 支払条件
- ・ 必要な場合には、その他入札に参加しようとする者に要求される経済上及び技術上の要件、資金上の保証並びに情報又は文書
- ・ その他の条件

(ニ) 競争参加資格

良質で効率的な公共事業の確保により納税者の利益を増進するため、透明かつ客観的な手続に従い信頼のおける者に発注することが必要である。

① 一般競争有資格業者の登録

発注者は、公共事業の入札に参加しようとする者について、その申請に基づき、一般競争有資格業者の登録を行う。また、登録の有効期間は2年間とし、随時に登録が可能なものとする。ただし、一般競争有資格業者の登録を受けていない者及び発注公告で明示された不適格要件に該当する者は、競争参加資格を有しない。

② 経営事項審査

- ・ 発注者は、公共事業の入札参加希望者の経営状況等について客観的に審査するために、建設業法に基づく経営事項審査の審査結果を活用することとする。
- ・ 経営事項審査の項目は、当分の間、工事種類別の年間工事完成高、自己資本額、職員数、経営状況、技術職員数及び営業年数とし、経営事項審査に基づく点数が競争参加の条件の一つとして公告される。

- ・経営事項審査の点数の計算方法は、公表される。また、自己の経営事項審査の審査結果については通知され、審査結果に異議がある場合には、許可行政庁に対して再審査の申立てを行うことができる。

③ 個別工事に係る技術的条件

一般競争入札方式においては、具体的な工事に照らして当該工事の契約を履行する能力があるかどうかを判断するために個別の工事ごとに必要不可欠な競争参加資格の条件が設定される。この条件には、過去の同種工事の実績及び十分な資格・経験を有する技術者の配置等が含まれ、これらは、入札に参加しようとする者が当該条件に適合しているか否かを自ら判断できるように、発注公告において客観的かつ具体的に明示される。また、施工計画審査型の場合には、特に難易度が高い工事を確実に施工できることを示す施工計画の提出が条件として追加される。

(ホ) 競争参加資格の確認

- ① 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限日を基準日として行う。
- ② 施工計画審査型の場合には、資料作成説明会及びヒアリングを実施することができる。その場合には事前に発注公告の中で、資料作成説明会及びヒアリングを実施する旨並びにそれらの日時及び場所等を明らかにするものとする。
- ③ 発注者は、通常の場合には申請書及び資料の提出期限日の翌日から起算して7日以内に、施工計画審査型の場合には14日以内に、競争参加資格確認の結果を書面で通知する。
- ④ 競争参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付すとともに、競争参加資格確認の結果を通知した日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を含まない。）以内に競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を通知する。発注者は、その者から要請がある場合には、競争参加資格がないと認めた理由を説明する。

(ハ) 入札結果の公表

発注者は、落札者の決定後速やかに、入札経緯及び落札者名を含む結果について公表する。

(ト) 契約

契約は、発注者が定めた予定価格以下で最低の価格をもって入札を行った者を行う。発注者は、入札価格が著しく低い場合には、その妥当性を確認するため審査する場合がある。

(フ) 苦情処理

以上の手続については、「Ⅳ. 苦情処理手続の整備」に定めるところにより、苦情を申し立てることができる。

2. 設計・コンサルティング業務

(1) 調達手続

(イ) 調達手続の概要

公募型プロポーザル方式の基本的な手続の流れは、手続開始の公示、企業の関心表明（簡易な技術資料の提出）、提案書提出者の選定・通知、提案書の提出・特定、契約であり、提案書提出者への通知から提案書の提出までの期間は、少なくとも40日とする（別添3参照）。ただし、新たなガット政府調達協定第11条3に定める例外規定に相当する場合には、この期間を短縮することができる。

(ロ) 有資格業者の登録

提案書を提出するためには、発注者ごとに登録を行わなければならない。また、登録の有効期間は2年間とし、随時に登録が可能なものとする。

(ハ) 手続開始の公示

① 発注者は、官報に、調達手続が開始されたことを示す以下の内容を含む公示を行う。ただし、新たなガット政府調達協定が我が国について効力を生じるまでの間、事業の執行に支障のある場合には、官報に代えて別添2に掲げる日刊業界紙に公示することができる。

- ・業務の概要（業務名、業務内容及び履行期限）
- ・関心表明の方法及び期限
- ・提案書の提出者に要求される資格要件及び選定のための基準に関する事項
- ・提案書の特定のための評価基準に関する事項
- ・提案書を入手する方法及び場所
- ・提案書の提出の方法、場所及び提出期限
- ・関連情報を入手するための照会窓口

② 以下の業務については、日本語のほか、英語で公示される。

- ・業務名
- ・関心表明の期限及び提案書の提出期限
- ・説明書を入手するための照会窓口

(ニ) 説明書の配布

① 提案書を提出しようとする者は、有効な提案書を提出するために必要なすべての情報を記載した説明書を、公示により示された説明書の入手場所で入手できる。

② 説明書には以下の内容が含まれるものとする。

- ・ 提案書を受け付ける機関のあて先
- ・ 補足的な情報を要請する場合において、その要請を受け付けるあて先
- ・ 提案書及び提案に係る文書の作成に用いる言語
- ・ 提案書の受領の最終日時及び提案書が受領される期間
- ・ 提案書の特定のための評価基準
- ・ 要求されている業務及び必要があればその要件についての十分な説明
- ・ 支払条件
- ・ 必要な場合には、その他提案書を提出しようとする者に要求される経済上及び技術上の要件、資金上の保証並びに情報又は文書
- ・ その他の条件

(ホ) 提案書提出者の選定・通知

① 発注者は、簡易な技術資料を提出して関心表明を行った者の中から、公表した選定のための基準に基づき、提案書を提出することができる者を選定する。発注者は、関心表明を行った者に対し、選定された旨又は選定されなかった旨を通知する。

② 選定されなかった者に対しては、通知の日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を含まない。）以内に選定しなかった理由について説明を求めることができる旨を併せて通知する。発注者は、その者から要請がある場合には、選定しなかった理由を説明する。

(ハ) 提案書の提出

提案書の提出を認められた者は、公示により指定された期日までに提案書を提出する。

(ト) 提案書の特定

① 発注者は、提出された提案書の中から、公表した提案書の特定のための評価基準に基づき、最も優れた提案書を特定する。発注者は、提案書を提出した者に対し、その提案書が特定された旨又は特定されなかった旨を通知する。

② その提案書が特定されなかった者に対しては、その理由を付すとともに、通知の日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を含まない。）以内に特定しなかった理由について説明を求めることができる旨を通知する。発注者は、その者から要請がある場合には、特定しなかった理由を説明する。

③ 発注者は、提案書が特定された者との間で予定価格の範囲内の価格で契約の交渉を行う。

(チ) なお、参加の招請を受けた者の落札基準が価格のみの場合には、本方式に準じた手続である公募型競争入札方式を採用する。この場合の手続の基本的な流れは、手続開始の公示、企業に関心表明（簡易な技術資料の提出）、競争参加者の選定・通知（参加の要請）、入札、落札・契約であり、参加の招請から入札までの期間は、少なくとも40日とする（別添3参照）。ただし、新たなガット政府調達協定第11条3に定める例外規定に相当する場合には、この期間を短縮することができる。

(リ) 苦情処理手続

以上の手続については、「Ⅳ．苦情処理手続の整備」に定めるところにより苦情を申し立てることができる。

(2) 外注の適正化

(イ) 発注者は、その職員が技術上又は業務の実施上対応できない設計・コンサルティング業務については外注することとする。

(ロ) 発注者は、外部の個人、企業又は研究会・協議会等のいかなる者からであっても、設計・コンサルティング・サービスを受ける場合には、透明な手続により、かつ、適正な対価を支払うものとする。

(ハ) 発注者は、設計・コンサルティング業務の受託者及び当該受託者と資本、人事面等において関連があると認められる建設業者については、当該設計・コンサルティング業務に係る工事の入札に参加させ、又は当該工事を請け負わせてはならないものとする。ただし、当初より一体として発注される場合、緊急の場合又は他に代替する企業がない場合を除く。

Ⅲ．外国企業の適正な評価

外国企業は、公共事業の入札手続のすべての側面において差別されないものとする。

外国企業の評価に当たっては、評価項目である工事種類別の完成工事高、自己資本額、建設業に従事する職員数及び経営状況については、従来より海外実績も含めて評価してきたところであるが、さらに国際的な視点も加味し、内外無差別の原則の徹底を図るため、次のような措置を行う。

(1) 建設大臣又は都道府県知事は、外国企業の日本国以外における技術者数及び営業年数も、経営事項審査の評価の対象とする。なお、技術者数及び営業年数の認定については、当面、建設大臣が個別に定める基準により行う。

(2) 発注者は、外国企業の日本国以外における過去の同種工事の実績、十分な資格・

経験を有する技術者の配置等について、他の発注者への個別問合せや証明書の提出等の方法により、評価の対象とする。

- (3) 外国企業が本国の建設業を営む親会社（建設業を営む分社化された企業グループの持株会社を含む。）の子会社であるときは、当該親会社の人的、財政的支援が得られることの証明がある場合には、当該親会社（建設業を営む分社化された企業グループにあっては、当該企業グループ）を含めた評価が行われる。

IV. 苦情処理手続の整備

別添4 2. に掲げる者は、I. 2. に定める基準額以上の調達について、第三者機関に苦情を申し立てることができる。このため、当面は、現行の建設調達審査委員会を活用するものとする。

なお、この苦情処理手続は、暫定的なものとし、新たなガット政府調達協定が我が国について効力を生じた場合には、同協定第20条に基づく手続に従うものとする。苦情処理手続の詳細については、別添4のとおり。

V. 入札談合等不正行為に対する防止措置

1. 入札談合、贈賄等不正行為に対する監督処分の強化

建設大臣又は都道府県知事が行う建設業法上の監督処分の強化を図るため、平成6年3月末を目途に、違反の形態等に応じ処分の内容を明確にした監督処分基準を策定する。

2. 競争参加者の制限

平成6年度からの一般競争入札方式の本格的採用に併せて、一定の不正又は不誠実な行為等を行った者を排除することにより適正な契約の履行を確保するため、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」という。）違反行為等を行った者に対し、発注者は競争への参加を制限する措置を講じる。

3. 公共入札ガイドラインの策定

公正取引委員会は、公共的な入札に係る談合行為の防止の徹底を図るため、新たに「公共入札ガイドライン」（仮称）を策定する。同ガイドラインでは、公共工事、物品調達等を含む公共的な入札全般に係る事業者及び事業者団体の活動を対象として、独占禁止法との関係について、基本的な考え方を示すとともに、具体例を挙げて、「原則として違反となるもの」、「違反となるおそれがあるもの」及び「原則として違反とならないもの」に分類して提示する。原案を本年度中のできるだけ早い時期に作成・公表し、それに対する関係方面からの意見を踏まえてさらに検討を行い、本年夏を目途に最終的なガイドラインの策定を完了する。同ガイドラインの策定に伴い、現行の「建設業ガイドライン」は廃止する。

4. 独占禁止法の厳正な運用

公正取引委員会は、引き続き、あらゆる産業における入札談合に対し独占禁止法を厳格に適用するとともに、入札談合に関する関連情報の提供を受けた場合には、情報の内容と信憑性に応じて適切に対処する。また、公正取引委員会は、勧告や課徴金納付命令等の法的措置を採った場合には、引き続き、違反した者の氏名、違反の態様及び違反に係る状況を含むその措置内容を公表する。警告についても、例外的な場合を除き、公表する。

5. 発注者による公正取引委員会との緊密な連携

(1) 入札談合情報の処理システムの整備

発注者は、入札談合の疑いがある場合の公正取引委員会への通知等を含めた手続の流れについてマニュアル化を行う。また、公正取引委員会と発注者は、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」の一層の活用を図る。

(2) 研修プログラム

発注者は、公正な調達を行うための研修プログラムを実施する。

公正取引委員会は、それに対し、入札談合の防止や公正かつ自由な競争の促進の観点から支援する。

6. 公正な入札の確保

(1) 入札書への記載

発注者は、入札書において、入札参加者に、独占禁止法等に抵触する行為を行ってはならないと認識していること及び現に行っていないことを確認させるものとする。

(2) 損害賠償の請求

発注者は、談合金の授受がある場合など損害額の認定が可能な場合には、民法等に基づき、当該企業の不正行為の結果として発注者が被った損害額の賠償を請求する。

VI. その他調達手続の改善に係る措置

1. 適正な技術仕様の使用

(1) 発注者は、外国企業を含む特定の調達手続参加希望者に不利になるような技術仕様を作成し、又は使用してはならないものとする。

(2) 発注者は、技術仕様を作成し、又は使用するに当たって、適切な場合には以下のとおりとする。

(イ) デザインや外形的な特徴ではなく、性能を基準とすること。

- (ロ) 国際規格、国内強制規格、認められた国内任意規格又は建設基準法規に基づくものであること。
- (3) 発注者は、資材の技術仕様について、適切な場合には、国内の規格又は当該規格と同等のものを使用するものとする。
- (4) 発注者は、技術仕様との適合性を判断する際には、特段の理由がない限り、一般的に受け入れられている外国試験データ及び外国における使用実績を日本の試験データ及び日本における使用実績と同等に扱う。発注者が外国試験データを同等なものとして受け入れない場合には、発注者は、具体的な利害関係を有する調達手続参加希望者からの照会があれば、落札前に書面により当該特段の理由につき説明を行う。
- (5) 発注者は、個別の調達の技術仕様の作成又は使用に当たって、他の調達手続参加希望者が不利になるような協力を、調達手続参加希望者又はその関連会社や子会社に対し求めてはならない。

2. 工事における共同企業体制度の改善

- (1) 単なる受注機会の配分との誤解を招くような共同企業体を排除するため、単体発注の原則をより一層徹底する。

なお、共同企業体とは、建設業者が数人で共同して一つの建設工事を受注し、施工するために結成する事業組織体であって、そのすべての構成員が発注者の契約の相手方として、直接、法律上の地位を有するものをいう。個別の工事について他の建設業者と下請やその他の協力関係を有する者であっても、発注者との契約が単独である場合には、ここにいう共同企業体には当たらず、単体発注の入札手続から排除されるものではない。
- (2) 工事の調達においては、工事の規模及び技術上の必要から共同企業体発注とすることができるが、その場合でも、単独で施工が可能な業者があれば、その者による入札を認めることとする。

3. 基準額未満の調達方式の改善

国及び政府関係機関の行う公共事業の調達が基準額に満たない場合には、どのような調達方式を採用するかは、法令等の制限の範囲内で、基本的には発注者の選択に委ねられる。その現実的な選択として、指名競争方式を活用する場合においても、大幅に透明性・客観性及び競争性を高める措置を講ずることとする。

4. 情報アクセス

- (1) 発注者は、その調達に関する情報アクセスにおいて、外国企業に対し、外国企業であることを理由として差別しない。
- (2) 国及び政府関係機関は、行動計画に定める措置の実施に関する情報を提供するた

め、別添5の照会窓口を設置する。

5. 下請調達

政府は、下請調達において、競争力のある企業（外国企業を含む。）による取引の申出に対して、真剣な考慮が払われることを期待する。

発注者は、行動計画の措置の対象となる工事の調達において、元請業者又は下請業者によって調達される主要な資機材に関する情報を発注公告に記載する。

VII. 都道府県及び政令指定都市への勧奨

政府は、都道府県及び政令指定都市が行う以下の基準額以上の調達については、地方の実情及び関連法令の規定を踏まえ、行動計画に準じた必要な措置を原則として採るよう勧める。

(1) 工事 1,500万SDR

(2) 設計・コンサルティング業務 150万SDR

なお、基準額以上の調達に係る苦情処理については、政府は、都道府県及び政令指定都市に対し、所要の処理体制の整備を検討するよう勧める。

< 附則 >

1. 措置の対象国

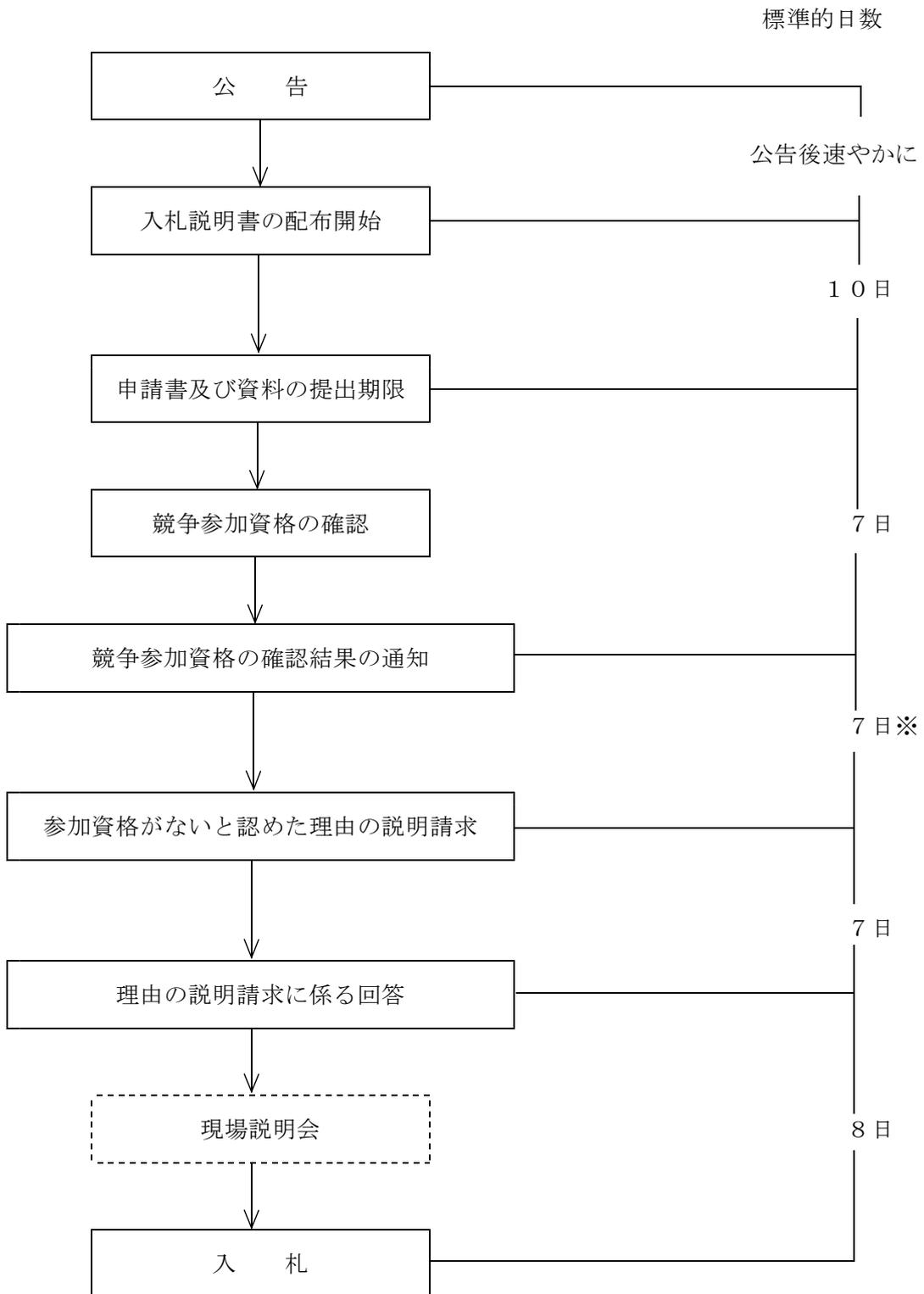
本措置は、効力を有するガット政府調達協定の規定を適用しているすべての国を対象として実施する。ただし、日本国政府は、本措置の対象国が公共事業の調達において我が国企業に対する差別的慣行を有していると認定した場合には、当該国がその差別的慣行を廃止するまでの間、新たなガット政府調達協定に整合的な方法で、当該国に対する本措置の実施を停止することができる。

2. MPAの取扱い

- (1) MPAとは、1988年及び1991年に我が国が一方的措置として導入した大型公共事業への参入機会等に関する我が国政府の措置をいう。MPAの対象プロジェクト及び将来プロジェクトのリストは、別添6のとおり。
- (2) MPAに定める特定公共プロジェクトに係る調達手続は、以下のとおりとする。
 - (イ) 工事及び設計・コンサルティング業務については、行動計画に定める基準額以上の調達を行う場合には、行動計画に定める措置を採用する。また、行動計画の基準額未満であってMPAの基準額以上の調達を行う場合には、発注者は、行動計画の措置を採用するか、又はVI. 3. の方針に則り、透明で客観的かつ競争的な手続としてMPAの措置を引き続き実施することとする。
 - (ロ) 物品については、MPAの措置を引き続き実施する。
- (3) MPAに定める特定民間プロジェクト及び第三セクター・プロジェクトに係る工事、設計・コンサルティング業務及び物品の調達については、MPAの措置を引き続き実施する。
- (4) 将来プロジェクトに関する調達については、当該プロジェクトの発注者が国又は政府関係機関となった場合には、(2)に定める措置を採り、特定民間又は第三セクターとなった場合には、(3)の措置を採る。
- (5) これらのプロジェクトが終了した際には、MPAは終了する。

[別添1-1]

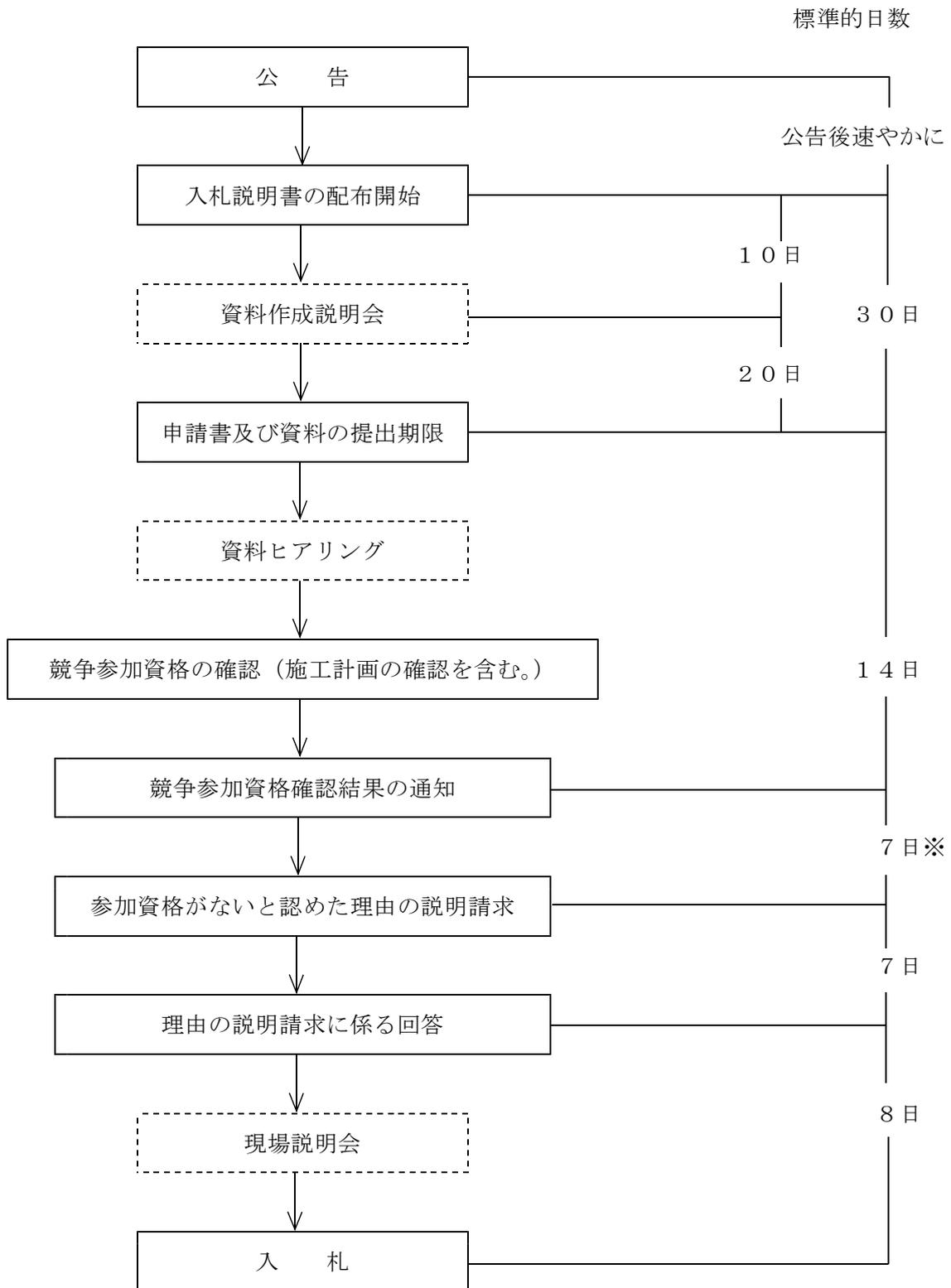
【標準タイプ】



※は、行政機関の休日は含まない。

[別添1-2]

【施工計画審査タイプ】



※は、行政機関の休日は含まない。

[別添2] 日刊業界紙

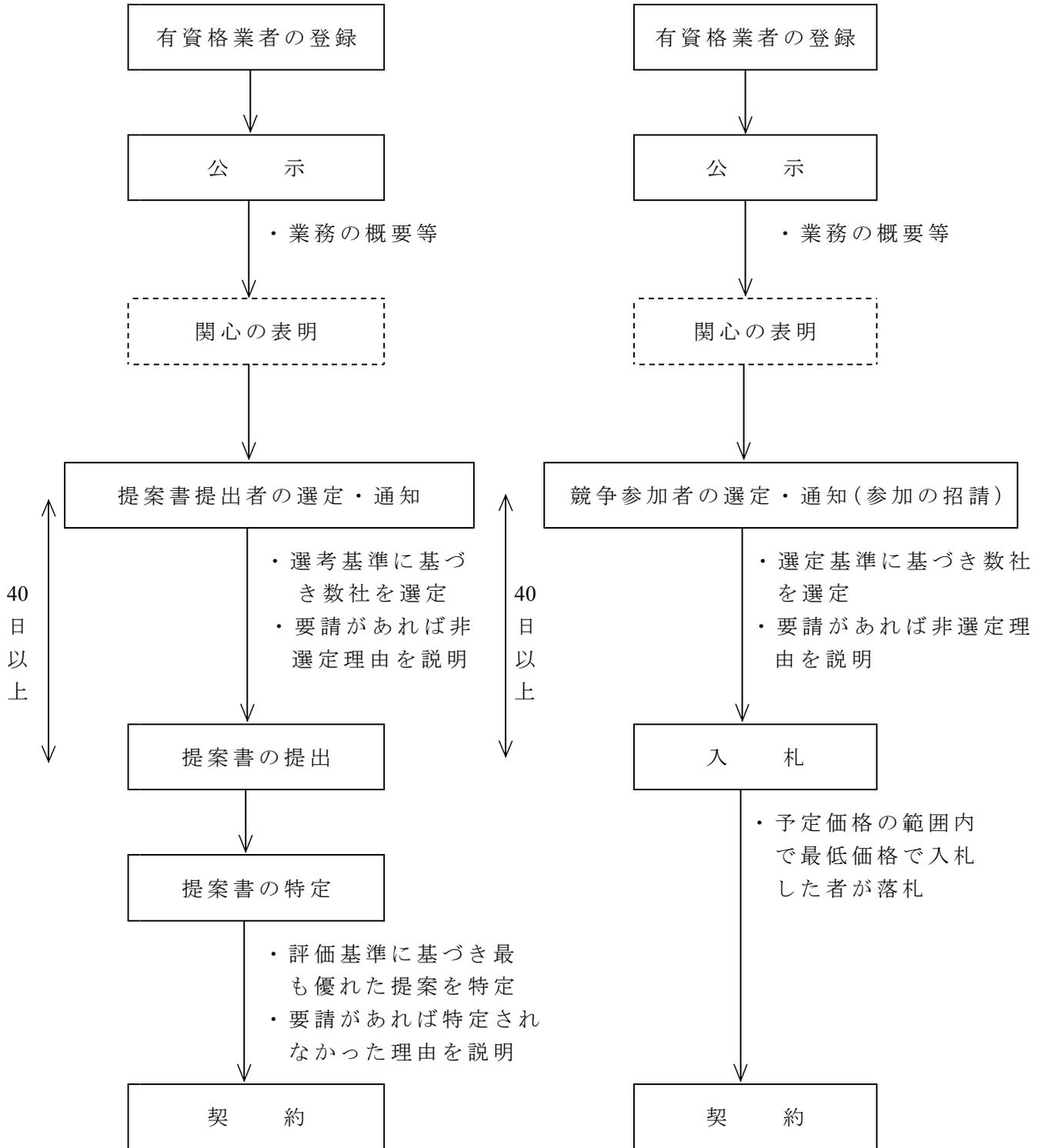
日刊建設工業新聞

日刊建設通信新聞

日刊建設産業新聞

公募型プロポーザル方式

公募型競争入札方式



[別添 4]

建設調達審査委員会

我が国は・行動計画 I. 2. に定める基準額以上の調達についての苦情については、新たなガット政府調達協定が我が国について効力を生じるまでの間、「大型公共事業への参入機会等に関する我が国政府の追加的措置について」（平成 3 年 7 月 26 日閣議了解）に基づき独立の審査機関として設けられた建設調達審査委員会（以下「委員会」という。）における審査を活用する。

1. 委員会

- (1) 委員会は、審査対象となる調達に関して実質的な利害関係を持つものであってはならない。
- (2) 委員会は、苦情を文書で受理し、発注者による調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、発注者に対する提案を行う。
- (3) 委員会は、政府調達に関する有識者で構成する。利害関係を有する委員は、当該苦情審査に参加できない。
- (4) 委員会は、必要に応じ、審査対象となる調達に関し知見を有する技術者等より意見を聴くことができる。この場合、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者であってはならない。

2. 苦情申立てを行うことができる者

すべての潜在的供給者は苦情申立てを行うことができる。潜在的供給者の定義は以下のとおり。

- (1) 工事の調達手続においては、
 - (イ) 苦情申立てが一般競争有資格業者の登録に関するものである場合には、当該登録を申請した者
 - (ロ) 苦情申立てが競争参加資格の確認に関するものである場合には、当該競争参加資格の確認を申請した者
 - (ハ) 苦情申立てが(イ)及び(ロ)を除く調達手続に関するものである場合には、競争参加資格の確認を受けた者
 - (ニ) 苦情申立てが入札結果に関するものである場合には、入札を行った者

(2) 設計・コンサルティング業務の調達手続においては、

- (イ) 苦情申立てが有資格業者の登録に関するものである場合には、当該登録を申請した者
- (ロ) 苦情申立てが提案書提出者の選定（公募型プロポーザル方式）又は競争参加者の選定（公募型競争入札方式）に関するものである場合には、当該調達に関心を表明した者
- (ハ) 苦情申立てが(イ)及び(ロ)を除く調達手続に関するものである場合には、提案書提出を認められた者（公募型プロポーザル方式）又は競争参加を認められた者（公募型競争入札方式）
- (ニ) 苦情申立てが提案書の特定に関するものである場合（公募型プロポーザル方式）には提案書の提出を行った者、又は入札結果に関するものである場合（公募型競争入札方式）には入札を行った者

なお、当該潜在的供給者は、4. (4)に定める通知の受理後7日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならず、参加者は、4. (3)の規定によって妨げられない限り、4. (7)(ロ)に定める手続の適用を受ける。

3. 参加者

発注者、苦情の申立てを行った者（以下「苦情申立人」という。）及び影響を受けるすべての潜在的供給者は、苦情処理手続に参加することができる。

4. 調達審査手続

- (1) 潜在的供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、行動計画の対象となるいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の要因が判明し、又は当然判明し得るようになってから10日以内に、委員会へ苦情を申し立てることができる。潜在的供給者は、委員会に苦情を申し立てた後1作業日以内に、その写しを発注者に提出する（日数の計算は、特に規定のない限り暦日による。）。
- (2) 委員会は、苦情の申立てが遅れて行われても、正当な理由があると認める場合には当該申立てを受理できる。
- (3) 委員会は、申立て後7日以内に苦情を審査し、下記の各項に該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。
 - (イ) 遅れて申立てが行われた場合

- (ロ) 行動計画と無関係な場合
 - (ハ) 軽微な、又は無意味な場合
 - (ニ) 潜在的供給者からの申立てでない場合
 - (ホ) その他委員会による審査が適当でない場合
- (4) 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認める場合には、影響を受けるすべての潜在的供給者に対して1日以内に文書で通知する。
- (5) 契約締結又は契約執行の停止
- (イ) 委員会は、契約締結に至る前の段階での苦情申立てについては、苦情処理に係る期間内は契約を締結しない旨の要請を、申立て後10日以内に速やかに文書で行う。
 - (ロ) 委員会は、契約締結後10日以内に行われた苦情申立てについては、苦情処理に係る期間内は契約執行を停止する旨の要請を速やかに文書で行う。
 - (ハ) 発注者は、委員会から契約を締結しない旨又は契約執行を停止する旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。ただし、当該発注者の属する機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、又は国益上の理由があるため、機関として委員会の要請に応じることができないと判断し、かつ、その旨を事実関係とともに直ちに委員会に文書で通知する場合は、この限りでない。
- (6) 調査
- (イ) 委員会は、苦情申立人及び発注者による説明、主張その他文書の提出等によって苦情についての調査を行うものとする。
 - (ロ) 委員会は、苦情申立人若しくは発注者の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。
- (7) 発注者の報告書
- (イ) 発注者は、委員会に対し、苦情申立ての写しが提出された後14日以内に、以下の事項を含む苦情に関する報告書を提出しなければならない。
 - ① 当該苦情に関連する仕様書又はその一部を含む入札書類
 - ② 当該苦情に関連するその他すべての文書

③ 関連するすべての事実、判明した事実、発注者の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項のすべてにこたえている説明文

④ 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報

(ロ) 委員会は、(イ)に定める報告書を受領後直ちに、申立人に関係文書の写しを送付するとともに、申立人に対し、関係文書を受領後7日以内に、委員会へ意見を提出する又は当該文書に基づき事実判断を望む旨の要望を提出する機会を与えなければならない。委員会は、意見を受領した後直ちに、その写しを発注者に送付しなければならない。

5. 審査結果及び提案

(1) 委員会は、苦情が申し立てられた後50日以内に、審査結果の報告書及び発注者に対する提案書を作成する。委員会は、その審査結果において、苦情のすべて又は一部を認めるか又は却下するかを明らかにするとともに、調達の手続が行動計画の定める措置に反して行われたものか否かを明らかにしなければならない。

(2) 委員会は、法律に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求めるため、当該当局に通報する。

(3) 委員会は、審査結果及び提案を作成するにあたり、調達手続における瑕疵の程度、一部又はすべての潜在的供給者に与えた不利益な影響の程度、行動計画の趣旨の阻害の程度、参加者の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が政府に与える負担、調達の緊急性及び発注者の業務に対する影響等、当該調達手続に関するすべての状況を考慮するものとする。

(4) 委員会は、行動計画に定める措置が実施されていないと認める場合には、以下の一又は二以上を含む適切な是正策を提案する。

(イ) 新たに調達手続を行う。

(ロ) 調達条件は変えず、再度調達を行う。

(ハ) 調達を再審査する。

(ニ) 他の供給者を契約締結者とする。

(ホ) 契約を破棄する。

(5) 委員会は、審査結果の内容を文書にし、提案とともに1作業日以内に苦情申立人、発注者及びその他の参加者に送付する。

(6) 発注者は、原則として、当該発注者自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の審査結果に従うものとする。発注者は、審査結果に従わないとの判断を行った場合には、報告書を受領してから60日以内に理由を付して、委員会に報告しなければならない。

(7) 委員会は、審査結果に関する外部からの照会に応じる。

6. 迅速審査

(1) 委員会は、苦情申立人又は発注者から文書で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、この項に定める迅速審査の手続に従って苦情処理を行うか否かを決定する。

(2) 委員会は、迅速審査の要請を受領してから2作業日以内に迅速審査を適用するか否かを決定し、苦情申立人、発注者及び影響を受けるすべての潜在的供給者に対してその旨を通知する。

(3) 迅速審査が適用される場合の期限及び手続は、次のとおりとする。

(イ) 発注者は、委員会から迅速審査適用の通知を受けた後6日以内に、4.(7)に定める苦情に関する報告書を委員会に提出する。委員会は、報告書受領後直ちに、苦情申立人及びその他の参加者に関連文書の写しを送付する。委員会は、苦情申立人及びその他の参加者に対し、当該文書に係る意見を委員会へ提出する又は当該文書に基づき事実判断を望む旨の要望を提出するため、5日間の猶予を与える。委員会は、意見の受領後直ちに、その写しを発注者に送付する。

(ロ) 委員会は、苦情に関する審査結果及び提案を苦情申立て後25日以内に文書で行う。

7. 発注者による文書保存

以上の苦情処理手続に資するため、発注者は、行動計画I.2.に定める基準額以上の調達について、調達手続が行動計画に定める措置に従って行われたことを証明するため、契約を締結した日から5年間、関連の文書を保存しなければならない。

[別添5]

国及び政府関係機関の照会窓口

(1) 国

機関名	照会窓口	代表電話	内線	FAX
衆議院	庶務部会計課調達係	03-3581-5111	(2323)	03-3581-9214
参議院	庶務部会計課契約係	03-3581-3111	(2579)	03-3581-1020
最高裁判所	事務総局経理局営繕課契約係	03-3264-8111	(3513)	03-3222-1376
会計検査院	事務総長官房会計課調達係	03-3581-3251	(2268)	03-3581-8076
人事院	管理局会計課管財係	03-3580-5759	(241)	03-3580-5759
内閣・総理府	官房会計課契約係	03-3581-2361	(2322)	03-3581-2267
公正取引委員会	事務局官房庶務課用度係	03-3581-5471	(434)	03-3581-1963
国家公安委員会(警察庁)	長官官房会計課	03-3581-0141	(2252)	03-3581-0633
公害等調整委員会	事務局総務課会計係	03-3581-2361	(3516)	03-3581-9488
宮内庁	官房主計課支出負担行為係	03-3213-1111	(276)	03-3282-1541
総務庁	官房会計課契約係	03-3581-6361	(4147)	03-3506-1941
北海道開発庁	経理課経理第1係	03-3581-9111	(2325)	03-3581-1208
防衛庁	経理局工務課	03-3408-5211	(2104)	03-3746-1414
経済企画庁	官房会計課契約係	03-3581-0261	(5129)	03-3581-9404
科学技術庁	官房会計課契約係	03-3581-5271	(272)	03-3504-2684
環境庁	官房会計課契約係	03-3581-3351	(6172)	03-3593-8932
沖縄開発庁	総務局会計課	03-3581-2361	(4023)	03-5251-7177
国土庁	官房会計課決算係	03-3593-3311	(7153)	03-3501-5349
法務省	官房営繕課経理係	03-3580-4111	(2250)	03-5511-7203
外務省	官房会計課	03-3580-3311	(2222)	03-3581-9444
大蔵省	官房会計課決算第1係	03-3581-4111	(2126)	03-5251-2162
文部省	官房文教施設部指導課 監理室アクセス対策係	03-3581-4211	(2031)	03-3593-7783
厚生省	官房会計課	03-3503-1711	(2212)	03-3508-1112
農林水産省	官房経理課特定調達総括係	03-3502-8111	(2491)	03-3506-1935
通商産業省	官房会計課調度係	03-3501-1511	(2236)	03-3580-2493
運輸省	官房会計課契約調整官	03-3580-3111	(5385)	03-3580-7804
郵政省	官房建築部管理課契約企画係	03-3504-4302		03-3580-6657
労働省	官房会計課調度班契約係	03-3593-1211	(5112)	03-3502-2950
建設省	建設経済局 建設市場アクセス推進室	03-3580-4311	(2764)	03-5251-1935
自治省	官房会計課	03-3581-5311	(422)	03-3597-0065

(2) 政府関係機関

機関名	照会窓口	代表電話	内線	FAX
農林漁業金融公庫	庶務部庶務課	03-3270-2261	(338)	03-3270-2350
心身障害者福祉協会	総務部総務課庶務係	0273-25-1501	(213)	0273-27-7628
東海旅客鉄道(株)	建設工事部管理課	052-564-2571		052-564-1391
石炭鉱害事業団	総務部総務課	03-3502-5221	(522)	03-3503-7486
建設業・清酒製造業 ・林業退職金共済組合	総務部会計課	03-5400-4308		03-3459-8369
東日本旅客鉄道(株)	建設工事部	03-3215-9737		03-3211-6314
雇用促進事業団	経理部契約第1課用度係	03-3222-8057		03-3222-1040
環境衛生金融公庫	経理部経理課	03-3582-8416		03-3582-4730
日本輸出入銀行	管理部第2課, 総務課	03-3287-9445, 9447		03-3287-9540
農業者年金基金	経理部経理課	03-3502-3491	(43)	03-3592-2660
公営企業金融公庫	庶務課	03-3581-0311	(37)	03-3506-1969
森林開発公団	経理部経理課	03-3222-1231		03-3222-1410
奄美群島振興開発基金	東京事務所	03-3433-4318		03-5473-9340
阪神高速道路公団	工務部調査役	06-252-8121	(4531)	06-252-4583
北海道旅客鉄道(株)	鉄道事業本部工務部管理課	011-251-9144		011-251-6049
北海道東北開発公庫	事務部庶務課	03-3270-1657	(281)	03-3246-0776
本州四国連絡橋公団	企画開発部企画課	03-3434-7281	(3115)	03-3578-9298
住宅・都市整備公団	経理部契約監理課	03-3263-8316		03-3263-8147
住宅金融公庫	経理部会計課	03-3796-6174		03-3796-6176
アジア経済研究所	総務部経理課	03-3353-4231	(690)	03-3226-8475
理化学研究所	経理部購買課	048-462-1111	(2341)	048-462-4605
農用地整備公団	経理部経理課	03-3433-0171	(355)	03-3433-5465
日本芸術文化振興会	経理部経理課総括係	03-3265-7411	(2213)	03-3265-8782
日本原子力研究所	業務部契約第1課	03-3592-2344		03-3592-2349
国民生活センター	総務部経理課	03-3443-7869		03-3443-1201
日本開発銀行	庶務部庶務課	03-3244-1864		03-3270-8097
環境事業団	経理部契約課	03-5251-1027		03-3592-5057
日本貿易振興会	経理部管理課	03-3582-5548		03-3583-6182
中小企業金融公庫	庶務部庶務課	03-3270-1280		03-3243-1207
国際交流基金	総務部総務課	03-3263-4491		03-3263-7884
日本貨物鉄道(株)	財務部資材課	03-3212-8908		03-3285-0070
日本道路公団	企画部調整課	03-3506-0260		03-3506-0346
日本科学技術情報センター	経理部会計課	03-3581-6411	(474)	03-3581-6610
日本労働研究機構	経理部経理課	03-5470-4024	(524)	03-3459-0226
国際協力事業団	経理部施設用度係	03-3346-5311	(5103)	03-3346-5447
日本自転車振興会	総務部財務課	03-3582-3311	(162)	03-5563-0724
日本小型自動車振興会	総務部総務課	03-3503-6421	(20)	03-3503-6428
石油公団	総務部会計課	03-3597-7537		03-3591-0172
国際観光振興会	経理部	03-3216-1904		03-3216-1978
日本私学振興財団	総務部会計課用度係	03-3230-7834		03-3230-1325
日本中央競馬会	施設部計画課	03-3591-5251	(2214)	03-5401-4034
日本鉄道建設公団	経理部契約課	03-3506-1831		03-3506-1895
蚕糸砂糖類 価格安定事業団	経理部経理第1課	03-3667-8356		03-3667-0364

機関名	照会窓口	代表電話	内線	FAX
地域振興整備公団	経理部契約監理課	03-3501-5211	(636)	03-3501-5209
中小企業事業団	経理部契約施設課	03-3433-8811	(2081)	03-5470-1512
日本学術振興会	総務部会計課主計係	03-3263-1721	(222)	03-3237-8238
日本たばこ産業(株)	総務部総務課	03-3474-3111	(2320)	03-5479-0340
日本国有鉄道清算事業団	計画工事事務課	03-3212-4860		03-3211-1288
九州旅団鉄道(株)	施設部管理課	093-332-0441		093-332-6619
労働福祉事業団	経理部契約課	03-3292-8871	(311)	03-3292-8836
畜産振興事業団	総務部経理課	03-3582-3381	(361)	03-3583-8472
船舶整備公団	総務部企画室	03-3501-2146		03-3580-8173
金属鉱業事業団	総務部契約室	03-3503-0570		03-3503-0570
首都高速道路公団	海外担当調査役	03-3502-7311	(2610)	03-3503-1806
農林漁業団体 職員共済組合	総務部総務課庶務係	03-3432-8108		03-3432-3750
私立学校教職員共済組合	財務部経理課用度係	03-3813-5321	(531)	03-3813-5932
消防団員等公務災害等 共済基金	総務課	03-3595-0541		03-3581-7720
国立教育会館	会計課主計係	03-3580-1256	(321)	03-3581-2018
日本体育・学校健康センター	経理部経理 第1課用度管財係	03-5410-9140		03-5410-9146
新エネルギー・産業技術 総合開発機構	経理部契約課	03-3987-9322		03-5992-1184
新東京国際空港公団	経理部契約課	03-3639-6284		03-3639-8227
日本電信電話(株)	不動産開発推進部 資産管理部門総務担当	03-3509-4302		03-3509-8362
北方領土問題対策協会	総務課会計係	03-3263-7691		03-3263-7693
沖縄振興開発金融公庫	総務部総務課	03-3581-3241		03-5511-8233
年金福祉事業団	経理部経理課	03-3502-2481	(312)	03-3502-2058
国民金融公庫	庶務部庶務課	03-3270-1361		03-3241-9479
公害健康被害補償予防協会	経理部経理課	03-3586-6041	(243)	03-3224-9586
簡易保険福祉事業団	総務部総務課	03-3586-4311	(224)	03-3585-7298
動力炉・核燃料開発事業団	業務部業務課	03-3586-3311	(2305)	03-3505-1552
鉄道整備基金	総務課	03-3215-9682	(229)	03-3240-5640
新技術事業団	総務部経理課	03-3507-3006		03-3581-1486
四国旅客鉄道(株)	工務部保線課	0878-22-0204	(61)	0878-23-6901
中小企業信用保険公庫	経理部経理課	03-3270-2361		03-3242-0043
中小企業退職金共済事業団	総務部会計課	03-3436-0151	(524)	03-3437-4438
社会保障研究所	総務部	03-3589-1381		03-3589-3864
社会保険診療報酬支払基金	経理課	03-3591-7441	(621)	03-3591-6194
社会福祉・医療事業団	経理部会計課	03-3438-9929		03-3488-0219
帝都高速度交通営団	総務部文書課	03-3837-7042		03-3837-7048
日本育英会	会計課会計係	03-3269-4261	(462)	03-3269-4828
地方競馬協力基金	経理部経理課	03-3583-6841	(243)	03-5570-6449
海外経済協力基金	経理部会計課	03-5606-3604		03-5606-3615
放送大学学園	総務部会計課用度第1係	043-276-5111	(2615)	043-276-5166
水資源開発公団	経理部契約課	03-3584-1251	(2215)	03-3584-1247
西日本旅客鉄道(株)	総合企画本部 経営管理室	06-375-8971		03-375-8919

[別添6]

MPAに関するプロジェクト

1. MPA対象プロジェクト

1. 特定公共プロジェクト

<1988年に列挙されたプロジェクト>

- 東京国際空港（羽田）沖合展開第Ⅲ期工事（1990年度－1995年度）
- 新広島空港（1986年度－1993年度）
- 東京湾再開発（首都高速12号線）（1984年度－）
- 伊勢湾岸道路（1996年度までに完成予定）
- 明石海峡大橋（1997年度までに完成予定）
- 横浜みなとみらい21（土地区画整理、国際会議場ホール、港湾警備）（1985年度）
- 関西文化学術研究都市（土地区画整理、第二京阪道路、先端科学技術大学院）（1988年度－）

<1991年に追加されたプロジェクト>

- 新千歳空港（第Ⅲ期）（2000年までに完成予定）
- 来島大橋（1998年までに完成予定）
- 幕張地区超高層住宅（1991－1996年度）
- 第二国立劇場（1991－1996年度）
- 関西合同庁舎
- 国立オリンピック記念青少年総合センター（1991－1994年度）
- 日光霧降リゾート施設（1991－1996年度）
- 長寿科学研究センター
- 社会保険病院（関東）（1991－1993年度）
- 東京外国語大学
- 国文学研究資料館、国立極地研究所、統計数理研究所
- 大型放射光施設（SPRING-8）（兵庫）（蓄積リング棟（第Ⅰ期）及び関連施設を除く）（1998年度までに完成予定）

2. 特定民間プロジェクト

<1987年－1988年に列挙されたプロジェクト>

- 関西国際空港
- 東京湾横断道路
- 日本電信電話株式会社（NTT）新宿ビル

3. 第3セクタープロジェクト

<1987-1988年に列挙されたプロジェクト>

東京国際空港（羽田）（第Ⅱ類）ターミナル

東京国際空港（羽田）（第Ⅲ期）ターミナル

新広島空港ターミナル

新北九州空港ターミナル

東京テレポート

横浜みなとみらい21（国際会議場）

テクノポート大阪（アジアトレードセンター、ワールドトレードセンター）

六甲アイランド

<1991年に追加されたプロジェクト>

横浜大黒埠頭総合輸入ターミナル

りんくうゲートタワービル

仙台空港国際線ターミナルビル

新千歳空港ターミナルビル（第Ⅲ期）

JR京都駅再開発

JR上野駅再開発

Ⅱ. 将来プロジェクト（プロジェクト又は事業構想等が具体化され、又は決定されれば、対象プロジェクトとして追加されるプロジェクト）

福岡空港西側ターミナルビル

中部国際空港

福島空港

埼玉YOU And I

第二国立国会図書館

南青山NTTプロジェクト

（注）「福岡空港西側ターミナルビル」及び埼玉YOU And Iのうち「さいたま広塚合同庁舎」については、事業が具体化されたことにより、それぞれ1992年及び1993年に実質的に特例措置対象プロジェクトとしての調達を開始されている。